

白井市道路反射鏡設置基準

(目的)

第1条 この基準は、道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによる。

- (1) カーブミラーとは、道路の附属物として、屈曲部、屈折部又は交差点において、車両が周囲の建物等の存在により死角が生じる方向の他の車両又は歩行者を確認し、もって安全を補うための鏡をいう。
- (2) 市道とは、白井市認定道路及び白井市法定外公共物管理条例（平成13年条例第32号）第2条第1号に規定する道路をいう。
- (3) 公道とは、国道及び県道をいう。
- (4) 私道とは、当該敷地が私人の所有に属している道路をいう。

(設置基準)

第3条 カーブミラーは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市が道路の見通し、交通量その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場合において設置することができる。

- (1) 市道の屈曲部又は屈折部において、前方の見通しが悪い箇所
- (2) 市道と市道及び公道との交差点において、左右又は片方の見通しが悪い箇所
- (3) 私道の両端が市道に接しており、通過車両があるなど一般の用に供している私道と市道との交差点において左右又は片方の見通しが悪い箇所
- (4) その他特別な理由により、道路管理者が必要と判断する箇所

2 カーブミラーは、前項各号に該当する箇所であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、設置しないものとする。

- (1) カーブミラーを設置しても必要な見通し距離と十分な視界が確保できない場合
- (2) 歩道又は隅切りが設置されている場合
- (3) カーブミラーを設置することにより車両等の通行に支障が生じる恐れがある場合
- (4) 物理的にカーブミラーの設置が困難な場合
- (5) 障害物等により一時的に見通しが悪くなっている場合
- (6) 利用者が限定されている場合
- (7) 私有地の出入口又は私道（両端が市道に接しており、通過車両があるなど一般の用に供している私道は除く。）から市道及び公道の方向を確認するためのものである場合
- (8) 主として歩行者及び自転車を確認するためのものである場合
- (9) 道路管理者が必要でないとして判断した場合

(設置位置)

第4条 設置位置は、原則道路用地内とするが、地形の状況その他やむを得ない理由により、設置が困難な場合は、道路占用物への添架、又は、土地所有者の承諾書を得た場合は、民有地に設置することができる。

ただし、当該設置により隣接する土地、建物等の利用の妨げとならないこと。

(設置及び管理)

第5条 市は、第3条第1項及び第4条の規定に該当する場合には、カーブミラーを予算の範囲内で設置し、管理するものとする。

2 市以外の者が設置したカーブミラーであって、現に公共の用に供され、かつ、市が管理することが合理的であると認められるものについては、市がその管理を行うことができる。

(移設及び撤去等)

第6条 宅地開発事業の施行、住宅等の建築、駐車場の設置等に伴い、カーブミラーの撤去又は移設を希望する者は、市と協議のうえ、市の承認を得て、当該撤去又は移設を希望する者の費用負担により撤去又は移設を行うことができる。ただし、市が特別の理由があると認める場合は、市が撤去又は移設を行うものとする。

2 前項の規定による場合を除き、市は、道路環境の変化等により、設置したカーブミラーが第3条第1項の規定に該当しなくなると認めるときは、当該カーブミラーを撤去するものとする。

附 則

この基準は、令和3年11月17日から施行する。